

平成24年5月28日

答 申

第1 審議会の結論

開示請求拒否は適当でない。第7に記載の審議会の判断を踏まえ、改めて開示決定等をすべきである。

第2 異議申立てに至る経緯

平成23年6月20日 個人情報開示請求
平成23年7月1日 個人情報開示請求拒否決定通知
平成23年8月30日 行政不服審査法第6条の規定による異議申立て

第3 開示請求の内容等

(1) 開示請求の内容

- ① 平成22年第3号事件(〇〇〇〇事件) あっせん案
- ② 平成22年3月8日のあっせん概要

注)・開示請求の件名に特定の事件名(=事業主名)が明記されている。
・異議申立人があっせんの当事者(労働者側)である。

(2) 実施機関(鳥取県労働委員会)決定内容
開示請求拒否(存否応答拒否)

(3) 実施機関の開示請求拒否理由

個別労働関係紛争のあっせん手続の性質上、本件個人情報の存否を答えるだけで、特定の事業者にかかるあっせんの有無等が明らかにされ、あっせんに関わる関係者も特定されるおそれがあり、法令の規定等により非公開であるあっせん手続において保護されるべき個人の権利利益及び事業者の正当な利益が侵害され、また個人の評価等に著しい支障が生じるおそれがあり、さらにあっせん員の率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるほか、あっせん手続の適正な遂行に支障を及ぼすため。

第4 異議申立人の説明

個人情報開示請求拒否決定は、鳥取県労働委員会の行った犯罪や不正行為を隠すためであり、不当である。

- ① あっせんにおいて、あっせん員が「〇〇まで、裁判所になんべんも行ったり来たりしなきゃいけないぞ。」等と嘘を言って、心身耗弱状態にあった異議申立人を騙し、承諾していないあっせん案に署名させた。
- ② 法律に携わる人にとって「訴える先が〇〇しかない、〇〇じゃ訴えられない。」と言うのはあり得ないことであり、委員長が責任をとらなければならないし、その場には事務局職員も本当のことを教えなければならなかった。
- ③ あっせん手続が非公開のためあっせん員は人を騙すのであり、情報公開は、この不正を防ぐためにも行わなければならない。
- ④ 事業者が特定されるおそれがあるため非開示ということであれば、その事業者を黒く塗りつぶして開示すればすむことである。

- ⑤ 騙されてあっせん案に調印したのであれば、錯誤として当然無効であり、拘束されることはないという労働委員会事務局から説明された。よって、労働委員会が守るべきあっせんは成立していないのであり、次の犠牲者を出さないためにも情報を公開すべきである。
- ⑥ 労働委員会の理由説明書（以下、「理由説明書」という。）の3頁2の(3)に「個別あっせんの期日に先立ち、紛争に係る事実を調査するため、労働委員会会長の指示により、事務局職員が労働者及び事業主双方と別々に面談し、両者の個別労働関係紛争に関する主張を聴取する。」とあるが、異議申立人があっせん員に伝えた重要な部分について、事務局職員に後日確認したところ「そんなことは覚えていない。」との回答であった。
- ⑦ 理由説明書の9頁の(3)に「懲戒、解雇、経営難に伴う人員整理やハラスメント問題など、一般に公になると、労働者にとっては雇用継続及び再就職が困難になったり」とあるが、異議申立人は、労働委員会のあっせんに騙されことのショックで鬱病が悪化し、クビになった。言っていることが矛盾している。
- ⑧ 情報公開は、不正や犯罪を見つけ、防ぐ目的があるのだから、このあっせんのような不正、犯罪を隠蔽し続けていいのか。

第5 実施機関の説明

本件開示請求に対しては、鳥取県個人情報保護条例（以下、「個人情報保護条例」という。）第16条第1号、同条第4号及び同条第8号に規定する「非開示情報」を開示することとなるため、同条例第18条の2の規定を適用し、本件請求文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否することが相当である。

本件開示請求は、個別あっせん事務について、特定の日に行われた、特定の事業主を当事者とする個別あっせん手続の記録を請求するものである。
個別あっせん事務の性質上、本件請求文書の存否を応えることは、①当該事業主において個別あっせんの対象となった個別労働関係紛争があった事実、②当該事業主又はその労働者が労働委員会に個別あっせんの申請を行った事実、③特定の日当該事業主及びその労働者の間で個別あっせんの期日が実施された事実、④特定の日当該事業主及びその労働者の間で個別あっせんの期日が実施され当事者間で和解が成立し又は和解が成立しなかった事実、それぞれについての有無（以下、「本件存否情報」という。）を開示することと同様の結果が生じる。

- ① 個人情報保護条例第16条第8号（事務事業支障）の該当性
本件存否情報の応答をすること自体により、労働者及び事業主それぞれの信頼を裏切り、将来にわたって労働委員会、ひいては鳥取県の個別あっせん制度に対する信用性を失墜させることとなるばかりか、労働者及び事業主からの情報提供や意見聴取に困難を来す結果、個別あっせんに参加した労働者及び事業主の間の合意の形成が難しくなる等の弊害が生じ、今後、県民は個別あっせんを利用することをちゅうちょし、制度への信頼を失うなど、個別あっせん事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは論を待たない。
- ② 個人情報保護条例第16条第4号（法人不利益情報）の該当性
個別あっせんの対象となる事案の存在は、当該事業主の労務管理に何らかの深刻な問題点があったという事実を推認させる情報であり、当該情報の機密保持に向けられた事業主の合理的期待（正当な利益）が害されることは論を待たない。

③ 個人情報保護条例第 16 条第 1 号（法令秘）の該当性

鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例（以下、「紛争解決促進条例」という。）第 9 条の規定（あっせん員の守秘義務）及び同条例第 11 条の規定の委任を受けて知事が定めた鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例施行規則（以下、「紛争解決促進条例施行規則」という。）第 10 条の規定（個別あっせん手続の非公開）により、開示することができない情報に相当するものであるから、個人情報保護条例第 16 条第 1 号に規定する非開示情報に該当することは明らかである。

第 6 本件異議申立審議の経過

平成 23 年 11 月 18 日	諮問書を受理
12 月 9 日	実施機関が理由説明書提出
平成 24 年 1 月 5 日	異議申立人が意見書提出
2 月 16 日	実施機関の意見陳述、審議
3 月 13 日	異議申立人が意見陳述、審議
4 月 12 日	審議

第 7 審議会の判断

今回の開示請求では、実施機関による開示を求める個人情報の特定及び文書の存否が明らかにされていない。

よって、当審議会は、異議申立人の提出した個人情報開示請求書等の内容から、開示を求める個人情報をあっせん案及び平成 22 年 3 月 8 日の議事録とし、当該文書が存在するものと仮定して審議を行った結果、以下の判断に至った。

1 非開示情報の該当性について

(1) 個人情報保護条例第 16 条第 1 号（法令秘）の該当性

- ① 紛争解決促進条例第 9 条の規定はあっせん員に対する守秘義務を規定し、紛争解決促進条例施行規則第 10 条はあっせん員が行うあっせんの手続の非公開を規定している。
- ② これら規定の目的はあっせんを受ける者に本音で話してもらったり、安心してあっせんを受けてもらうことにあり、その対象はいわゆる実質秘と考えられ、それぞれの事案で実質的に秘密として保護する必要性を判断すべきであり、本件の場合、本人が知っているような内容まで全てを非開示とすることは適当でない。
- ③ また、開示請求を受けた文書の開示を問題としているのであり、あっせん員から情報を聞き取るわけではないので、あっせん員の守秘義務に違反するものではない。
- ④ また、あっせん手続の非公開はあっせんの内容を記録した文書の非開示に直結するものではなく、議事録の開示の可否は個人情報保護条例に基づき判断するものである。

(2) 個人情報保護条例第 16 条第 4 号（法人不利益情報）の該当性

- ① あっせんの当事者である開示請求者にあっせんを受けた事実が知られることとなっても、法人に何ら不利益が生じるものではない。
- ② 開示請求拒否（存否応答拒否）以外の決定をした後で、開示請求者が決定内容を第三者に知らしめた場合は、法人の不利益に該当することがある。

※ 具体的な開示範囲については、2 で検討する。

[あっせん案を第三者に知らしめることが可能か否か]

実施機関の説明では、一般的にあっせん案にはあっせんの当事者を名宛人とした守秘義務が課されているとのことであり、第三者へ知らしめることはできない。

開示請求拒否（存否応答拒否）以外の決定によるあっせん案についても同様の義務があると解するのが適当であり、法人に不利益が生じるものではないと考える。

[議事録を第三者に知らしめることが可能か否か]

開示文書の第三者への提供については上記のような開示請求者への守秘義務はないため、法人名が記載された議事録が第三者に渡る場合もあり得る。

この場合は、あっせんを受けた事実が第三者に知られることとなり、法人の不利益となる。

(3) 個人情報保護条例第16条第8号（事務事業支障）の該当性

開示請求者が知り得た情報であれば、開示したとしても、その後の鳥取県労働委員会の事務事業に新たな支障があるとは考えにくい。

なお、本件開示請求については、開示請求拒否（存否応答拒否）ということで、本項のような開示・非開示の具体的な検討が実施機関において行われていないが、検討していれば開示される情報もあったと考えられる。

実施機関は、事件名を特定した開示請求であれば開示請求拒否（存否応答拒否）となる可能性が高いことは容易に予想できたはずであり、事件名を特定しない開示請求を行うように教示する等、受付時の柔軟な対応も必要であったと考える。

2 開示する範囲

[あっせん案]

当事者が既に保有しているものであることから、全部開示することが適当である。

[議事録]

- ・労働者（開示請求者）とあっせん員との面談の議事録
本人が知り得た内容であるため、事業主の名称を除き、部分開示することが適当である。
- ・事業主とあっせん員との面談の議事録
相手方法人の情報であるため、非開示とすることが適当である。
- ・あっせん員の協議時の議事録
本人が知り得ない情報であるが、開示請求を求める情報とは一体不可分の情報と考えられ、本人に関する発言の部分のみ、開示することが適当である。

3 開示請求拒否（存否応答拒否）の必要性

実施機関は開示請求拒否の理由として、非開示情報を開示することとなることを掲げている。（第5参照）

しかし、個人情報の開示請求ができるのは、代理人による場合を除き、本人以外にはなく、また、開示請求者は本件存否情報を知っているあっせんの当事者（労働者側）である。

よって、既に知り得た事実をその者のみに開示するものであることを考えると、実施機関のいう「非開示情報」を開示する結果にはなり得ないため、開示請求拒否（存否応答拒否）の必要性はないと判断した。